

議案第122号

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「設備運営基準」という。）（第4条第2項、第6条第6項及び第7条第6項並びに附則第4条（設備運営基準第6条第6項及び第7条第6項に係る部分に限る。）を除く。）及び<u>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第1号）附則第2項に定めるところによる。</u></p>	<p>（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「設備運営基準」という。）（第4条第2項、第6条第6項及び第7条第6項並びに附則第4条（設備運営基準第6条第6項及び第7条第6項に係る部分に限る。）を除く。）<u>に定めるところによる。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

幼保連携型認定こども園の職員に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるの  
で、この案を提出する次第である。